

平成29年12月11日

洞爺湖町議会平成29年12月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 8 号	専決処分の報告について (平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第4号))
報 告 第 9 号	専決処分の報告について (平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第5号))
議案第22号	西いぶり広域連合規約の一部変更について
議案第23号	西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第24号	西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
議案第25号	指定管理者の指定について(洞爺湖町営バス)
議案第26号	指定管理者の指定について(洞爺水辺の里財田キャンプ場)
議案第27号	指定管理者の指定について(洞爺いこいの家)
議案第28号	平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第6号)
議案第29号	平成29年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第30号	平成29年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第31号	平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第1号)

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので報告する。

記

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）

平成29年12月11日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

専 決 処 分 書

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 9 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 3 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 2 7, 8 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので報告する。

記

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）

平成29年12月11日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

専 決 処 分 書

平成29年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月12日

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 3 6, 4 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
災 害 復 旧 事 業	6,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができ る。	15,300	同左	同左	同左

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-11-

議案第 22 号

西いぶり広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約

西いぶり広域連合規約（平成 12 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表施設建設・整備費及び地方債償還金の項中

「

ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設	旧 7 市町村均等割	5 %
	計画ごみ処理量割	95 %

を

」

「

ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設 整備に関する計画策定に係る経費	均等割（登別市を除く。）	5 %
	実績ごみ処理量割	95 %
ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設	旧 7 市町村均等割	5 %
	計画ごみ処理量割	95 %

に

」

改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第 3 条中「北海道虻田郡豊浦町字東雲町 16 番地 1 豊浦町総合保健福祉施設内」を「北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地洞爺湖町役場内」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 審査会の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条第 1 項及び第 6 条第 2 項中「豊浦町」を「洞爺湖町」に改める。

第 7 条中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に、「豊浦町議会」を「洞爺湖町議会」に改める。

第 9 条中「豊浦町」を「洞爺湖町」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第 3 条中「北海道虻田郡豊浦町字東雲町 16 番地 1 豊浦町総合保健福祉施設内」を「北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地洞爺湖町役場内」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 審査会の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条第 1 項及び第 6 条第 2 項中「豊浦町」を「洞爺湖町」に改める。

第 7 条中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に、「豊浦町議会」を「洞爺湖町議会」に改める。

第 9 条中「豊浦町」を「洞爺湖町」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「豊浦町長」を「洞爺湖町長」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 名 称 洞爺湖町営バス

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町大原 221 番地 4
- (2) 名 称 有限会社 洞爺運輸
- (3) 代表者 取締役 木 谷 和 久

3 指定する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 26 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町財田 6 番地
- (2) 名 称 洞爺水辺の里財田キャンプ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺町 4 1 4 番地
- (2) 名 称 洞爺産業 株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 伝 哲 也

3 指定する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 27 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺町 199 番地
- (2) 名 称 洞爺いこいの家

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺町 414 番地
- (2) 名 称 洞爺産業 株式会社
- (3) 代表者 代表取締役社長 伝 哲 也

3 指定する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 28 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130,060 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,166,518 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地 方 交 付 税		3,330,000	157,158	3,487,158
	1. 地 方 交 付 税	3,330,000	157,158	3,487,158
14. 国 庫 支 出 金		719,450	6,235	725,685
	2. 国 庫 補 助 金	457,635	6,235	463,870
15. 道 支 出 金		263,542	9,180	272,722
	2. 道 補 助 金	75,482	9,180	84,662
16. 財 産 収 入		22,907	6,000	28,907
	2. 財 産 売 払 収 入	2,641	6,000	8,641
17. 寄 附 金		41,340	3,000	44,340
	1. 寄 附 金	41,340	3,000	44,340
18. 繰 入 金		125,650	△ 64,012	61,638
	1. 繰 入 金	125,650	△ 64,012	61,638
20. 諸 収 入		67,756	6,300	74,056
	5. 雑 入	51,678	6,300	57,978
21. 町 債		555,300	6,199	561,499
	1. 町 債	555,300	6,199	561,499
歳 入 合 計		7,036,458	130,060	7,166,518

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		384,183	145,040	529,223
	1. 総 務 管 理 費	357,294	145,040	502,334
3. 民 生 費		1,492,580	2,931	1,495,511
	1. 社 会 福 祉 費	953,416	2,931	956,347
4. 衛 生 費		473,362	△ 63,711	409,651
	1. 保 健 衛 生 費	190,406	△ 64,333	126,073
	4. 清 掃 費	262,458	622	263,080
6. 農 林 水 産 業 費		637,653	8,412	646,065
	1. 農 業 費	587,092	1,912	589,004
	3. 水 産 業 費	41,607	6,500	48,107
7. 商 工 費		279,412	16,652	296,064
	1. 商 工 費	63,097	171	63,268
	2. 観 光 費	216,315	16,481	232,796
8. 土 木 費		833,105	6,932	840,037
	5. 都 市 計 画 費	427,844	1,000	428,844
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	62,301	5,932	68,233
10. 教 育 費		403,456	4,353	407,809
	1. 教 育 総 務 費	90,559	514	91,073
	2. 小 学 校 費	56,355	1,144	57,499
	3. 中 学 校 費	57,588	195	57,783
	4. 社 会 教 育 費	132,678	2,500	135,178
11. 公 債 費		975,645	5,288	980,933
	1. 公 債 費	975,645	5,288	980,933
13. 予 備 費		18,458	4,163	22,621
	1. 予 備 費	18,458	4,163	22,621
歳 出 合 計		7,036,458	130,060	7,166,518

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
洞爺湖町営バス運行管理業務に 係る指定管理料	自 平成30年度 至 平成32年度	9,303千円

第3表 地方債補正

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
無線LAN 整備事業	5,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	2,400	同左	同左	同左
臨時財政 対策債	180,000	同上	同上	同上	189,199	同左	同左	同左

議案第 29 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,491 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 739,817 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水道事業	22,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	45,000	同左	同左	同左

議案第 30 号

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 29 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 918 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,098,975 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 11 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		268,732	641	269,373
	1. 国庫負担金	168,589	182	168,771
	2. 国庫補助金	100,143	459	100,602
3. 道支出金		156,883	△ 182	156,701
	1. 道負担金	147,217	△ 182	147,035
6. 繰入金		195,719	459	196,178
	1. 一般会計繰入金	175,216	459	175,675
歳入合計		1,098,057	918	1,098,975

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

議案第31号

平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	389,201	△65,000	324,201
第1項 営業収益	209,880	0	209,880
第2項 営業外収益	179,320	△65,000	114,320
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	389,201	△65,000	324,201
第1項 営業費用	366,207	△75,840	290,367
第2項 営業外費用	17,957	0	17,957
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	5,036	10,840	15,876

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額51,279千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	20,800	78,100	98,900
第1項 企業債	20,800	78,100	98,900

〈支 出〉

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	71,997	78,182	150,179
第1項 企業債償還金	51,197	0	51,197
第2項 建設改良費	20,800	78,182	98,982

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

〈変 更〉

(千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
上水道 事 業	20,800	証書 借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。た だし、町財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	98,900	同左	同左	同左

平成29年12月11日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春